



第2回

金融リテラシー講座

iDeCo(個人型確定拠出年金)による資産形成と税制メリット

北陸銀行 コンサルティング営業部 確定拠出年金チーム 横野 理恵

人口構造の変化により、公的年金の給付水準の引下げや受給開始年齢の引き上げが予想されており、私的年金が果たす役割は非常に重要なものとなっています。「人生100年時代」が到来し、若年期からの資産形成が推奨される中、税制優遇を受けながら老後資産の積立てができる「じぶん年金」として、「iDeCo(個人型確定拠出年金)」の普及が進んでいます。今回は、加入者の拡大が続くiDeCoの制度概要やメリット・留意点について、第1回でご紹介した「新NISA制度」とも比較しながら解説いたします。

1 iDeCoの成り立ちと制度改正

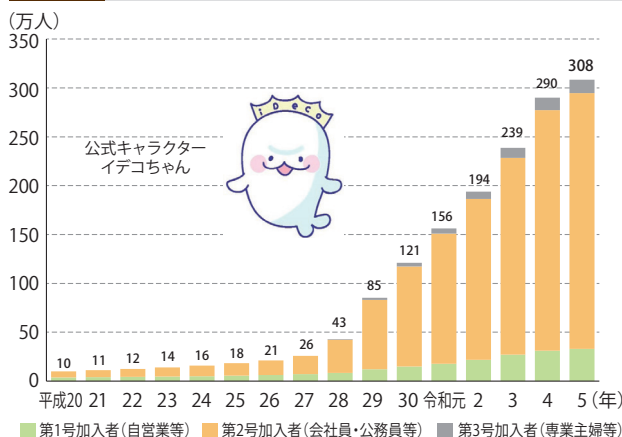
iDeCoは平成14年1月にスタートし、20年余りが経過しました。当初は、加入対象者が自営業者と企業年金制度(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等)のない企業の従業員に限定されていたため、企業型確定拠出年金を導入している企業を60歳前に退職された方が年金資産の受け皿として利用するケースが大半で、認知度が低く制度普及が進みませんでした。

しかし、少子高齢化の進行から、将来的な公的年金制度の維持のためには、自分の年金は自分で積立てる「じぶん年金」の仕組みの普及は不可欠であるとして、平成29年1月に公務員や専業主婦(主夫)も含め実質的に60歳未満の全ての現役世代が利用可能となる制度改正が行われました。併せて、「iDeCo」という愛称や親しみやすい公式キャラクターの採用など、広く周知されるような取り組みも行われています。

さらに、令和4年5月の加入可能年齢の拡大(原則65歳未満の方は加入可能に)、また同年10月の企業型確定拠出年金加入者のiDeCo同時加入の要件緩和といった制度改正が行われ、より多くの方が加入・利用しやすい制度へと変革を遂げています。

令和5年9月末時点での加入者数は300万人を超えており、NISAや個人年金保険等と並び、個人の資産形成の選択肢として利用が進んでいます。

図表1 iDeCo加入者数の推移



※国民年金基金連合会「iDeCoの加入者数等について」から北陸銀行が作成
※数値は年度末。ただし、令和5年は9月末時点

2 iDeCoの制度概要とメリット・留意点

(1) 制度概要

iDeCoは確定拠出年金法で定められた国の制度で、公的年金を補完する私的年金制度です。長期にわたり積立てた資産を、原則60歳以降に受け取る仕組みとなっています。

個人で利用する金融機関を選択し、加入を申し込むとiDeCo口座(電子上の口座)が作成され、その口座に毎月掛金を積立(拠出)していきます。掛金は、

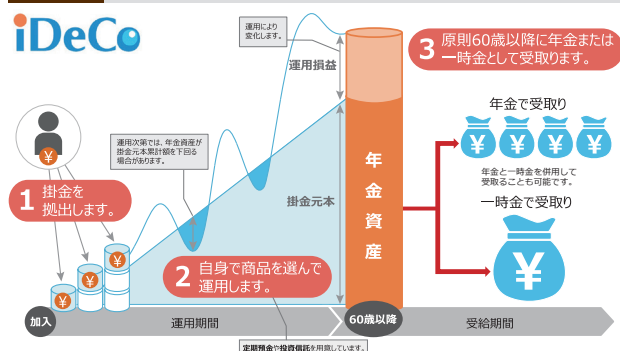
国民年金の被保険者種別や、勤務先での企業年金制度への加入の有無により上限額が決まっており、月額5000円から上限額の範囲内で1000円単位の任意の金額を決定します。

毎月の掛金と年金資産は、提示された運用商品ラインナップの中から加入者自身が商品を選択して運用します。選択できる商品には、定期預金や保険商品といった元本確保型商品と投資信託があり、自身のライフプランやニーズに応じた運用が可能です。その運用成果により60歳以降の受取額が変動する点が、iDeCoの大きな特徴と言えます。

受取時は、①一時金受取、②分割の年金受取、③両者の併用、から選択できます。受取開始時期についても最大75歳まで延長が可能で、老後の生活設計に応じた柔軟な資産受取が可能となっています。

なお、離転職の際も、iDeCoの年金資産を持ち運ぶこと（ポータビリティ）ができ、企業年金制度の資産をiDeCoに引き継ぐことも可能です。

図表2 iDeCoの仕組み



(2) iDeCoのメリット

iDeCoの最大のメリットは、充実した税制優遇措置にあります。

- ① **掛金拠出時**：拠出した掛金の全額が所得控除の対象となります。年末調整や確定申告を行うことで所得税・住民税が軽減されます。
- ② **運用時**：運用益も非課税で再投資されるため、

複利効果により効率的な運用が可能となります。

- ③ **受取時**：60歳以降に受け取る資産は課税対象となりますが、一時金受取の場合は退職所得控除^{※1}が適用され、年金として分割で受け取る場合は公的年金等控除^{※2}が利用できます。

この中でも、①掛金拠出時の優遇措置が最大のメリットと言われており、所得が多い方や掛金を多く拠出する方は、大きな税負担軽減効果を享受することができます。また、生命保険料控除や個人年金保険料控除を利用している方でも、別枠で控除できます。

ただし、専業主婦（主夫）や住宅ローン控除を利用中の方などで、所得税の支払負担が少ない方は、このメリットが限定的となる場合があります。注意が必要です。

(3) iDeCo利用にあたっての留意点

一方、利用の際には、以下の点に留意が必要です。

- ① 原則60歳まで資産引き出しや解約ができません（掛金の変更や拠出停止は可能。死亡時・所定の高度障害状態となった場合は引き出し可能）。
- ② 60歳から受取を開始する場合、加入期間が10年以上必要で、加入期間が10年未満の場合は、受取開始年齢が最大65歳まで引き上げられます。
- ③ 受取額は運用成果により変動し、その運用リスクは加入者自身に帰属します。投資信託で運用の場合は、元本割れとなる可能性もあります。
- ④ 加入から受取完了まで、手数料がかかります。

- ・加入手数料：2829円（初回のみ）
- ・口座管理手数料：月額171～589円（掛金又は年金資産から控除されます）
- ・給付時手数料：給付1回当たり385～440円

※いずれも税込。上記のほか、移換時に移換手数料がかかる金融機関があります。

金融機関によって運用商品ラインナップや口座管理手数料が異なり、これらの点が金融機関選択の際

※1 退職所得控除額の計算式は以下のとおり。

勤続20年以下：40万円×勤続年数（最少額80万円）

勤続20年超：800万円+70万円×（勤続年数-20年）

退職所得額＝（収入金額（源泉徴収前）-退職所得控除）×1/2

iDeCoの場合、掛金積立期間を勤続年数とみなし、掛金積立期間が30年の場合、退職所得控除額は1500万円となる。（他の退職所得と合わせた）一時金受取額がこの範囲内であれば非課税。退職金受取から20年経過後にiDeCoの一時金を受け取る場合は両者の合算が必要となるなど、個別のケースで税額が異なる場合があります。詳しくは担当税理士など専門家に相談ください。

※2 公的年金等控除：公的年金等の税額計算における控除。

課税所得は、受け取った年金額から公的年金等控除額を差し引いて計算されます。

<65歳以上で年金額が年240万円の場合>

年金240万円-控除額110万円＝課税所得130万円

<65歳未満で年金額が年50万円の場合>

年金50万円-控除額60万円＝課税所得0円

年金額および年金以外の所得金額により控除額が異なります。

詳細は右のQRからご覧ください。



のポイントとなります。また、年金受取を選択する場合は、給付時手数料のコストも勘案する必要があります。iDeCoは原則60歳まで引き出し・解約ができず、必然的に加入金融機関との取引は長期に亘ることになるため、加入後のサポート体制やサービスの使い勝手も重要な比較要素と言えるでしょう。

加入後の金融機関変更もできますが、手間がかかるほか、運用商品をそのまま引き継ぐことができず、一度売却・現金化したうえで変更となります。株式相場等の状況次第では、売却・現金化の際に損失を被る可能性もあることを考えると、金融機関変更をしなくて済むよう慎重に選択することが重要です。

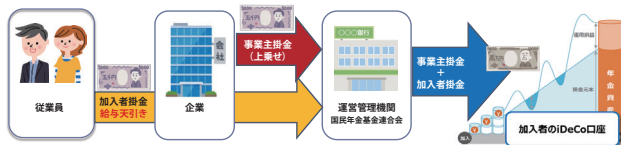
3 「iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）」について

iDeCoを利用した個人の老後資産形成を企業が支援する仕組みとして、平成30年5月からスタートしたのが「iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）」です。

iDeCo+は、個人のiDeCo掛金（加入者掛金）に上乗せして、企業も掛金（事業主掛金）を拠出できる仕組みで、事業主掛金は全額が損金算入されるというメリットがあります。かつ、事業主掛金は給与扱いとならないため、社会保険料等の影響を受けずに、効率的に従業員に掛金を拠出することができます。

従業員にとっても、企業の掛金補助によりiDeCoに加入しやすくなるメリットがあり、労使双方で将来の資産をコツコツと積立てる仕組みは、公的年金である厚生年金保険と同様に「労使による老後の積立」と考えることができます。

図表3 iDeCo+のイメージ



iDeCo+を実施できる企業として、①従業員数（厚生年金被保険者数）300名以下、②企業年金制度を導入していないこと、といった要件はありますが、企業年金制度は負担が大きく、導入に踏み切れなかった企業にとっては利用しやすい制度と言えます。iDeCoの普及とともに、中小企業において企業年金代替制度

や福利厚生制度として利用が進んでいます。

本制度の運営はiDeCoと同じ国民年金基金連合会（以下、連合会）が担っており、制度導入前後の事務的な手続きは、企業が直接連合会と行います。

実務的には、従業員が拠出する加入者掛金を給与天引きし、事業主掛金と合算した額が企業の預金口座からまとめて引落しとなるため、多少の事務負担が発生します。また、対象者の退職に伴う掛金停止や事業主掛金の変更などの手続きも必要です。

iDeCo+の場合でも、iDeCoの加入金融機関は従業員が任意で選択できますが、企業の事務負担を考慮すると、制度の実施にあたっては、ある程度加入者を取りまとめた上で馴染みのある金融機関に適宜相談しながら、効率的に運営を行うのがよいでしょう。

4 新NISA制度とiDeCoの比較

第1回で解説した新NISA制度やiDeCoといった資産形成制度が充実する一方で、どの制度を使うべきか迷われる方も多いのではないのでしょうか。

新NISA制度とiDeCoは、運用益非課税のメリットを与えることで、資産形成に取り組みやすくするよう国が作った制度ですが、これまで見てきたとおり、それぞれ異なる特徴やメリット・留意点があります。

（1）資産形成の目的

利用する制度の選択にあたって、まずは、資産形成を行う目的により使い分けるのが良いでしょう。

例えばiDeCoは、運用益非課税のメリットに加え、掛金全額所得控除と受取時の控除もあり、税制優遇措置の点では、新NISA制度よりもメリットが大きくなっています。ただし、原則60歳まで引き出し・解約ができず、資金が固定化されますので、住宅購入費や子供の教育費といった目的や、万一の場合の備えを目的として資産形成を行う方には適さず、あくまで老後の資産形成が主目的と言えます。

一方、新NISA制度は、自分の好きなタイミングで資産を売却して現金化し、手元に資金を戻すことができる点がメリットです。つみたて投資枠では積立額の変更が自由にできる点や、1000円など少額から積立が可能な点を考えれば、新NISA制度の方

が自由度が高く、特に住宅費や教育費などで家計の変動が大きい時期は、柔軟で使いやすい制度と言えます。

(2) 運用商品の違い

次に、両制度で選択できる運用商品にも違いがあります。iDeCoの場合は、投資信託以外にも元本が保証された定期預金や保険商品もラインナップされていますので、税制優遇を受けながら、将来に向け確実な資産積立を行いたい方については、有利な制度と言えるでしょう。

新NISA制度の場合、成長投資枠では投資信託に加え、上場株式、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）も選択することができます。より高いリターンを求めて積極的な運用を行いたい方には、新NISA制度が向いているでしょう（金融機関によって取扱商品が異なり、投資信託のみ取り扱いしている場合もありますのでご注意ください）。

図表4 新NISA制度とiDeCoの比較

		新NISA制度		iDeCo
		成長投資枠	つみたて投資枠	
対象年齢		18歳以上		原則20歳以上65歳未満の国民年金被保険者
加入期限		無期限		原則65歳まで
投資額 (積立額) の上限		年間240万円	年間120万円	被保険者種別等により 年額14.4～81.6万円
		非課税保有限度額:1,800万円 (うち成長投資枠:1,200万円)		
税制 優遇 措置	拠出時	－		○ (掛金全額所得控除)
	運用時	(運用益非課税)		○ (運用益非課税)
	受取時	－		○ (退職所得控除等)
払出制限		制限なし		原則60歳まで不可
運用商品		上場株式、 投資信託等	一定の要件を 備えた投資信託	定期預金、保険商品、 投資信託

(3) 両制度の併用

なお、新NISA制度とiDeCo、両制度の併用も可能です。例えば、①手元のまとまった資金を一括で運用しながら、老後に向けてコツコツと積立をしたい方は、新NISA制度の成長投資枠とiDeCoを利用、②まとまった資金はないが、非課税メリットを最大限に活用しながら積立を行いたい方は、新NISA制度のつみたて投資枠とiDeCoの両方の制度を活用する、という方法も考えられます。

それぞれの制度のメリットを十分に発揮させ有効

に活用するには、各制度の仕組みやメリット・留意点をしっかりと理解した上で、運用の目的や目標額、自身の運用への考え方に合わせて、制度を上手に使い分けることが大切です。

5 まとめ

少子高齢化・長寿化が進む中、公的年金等社会保障制度の将来を考えると、老後の資産形成については国だけではなく、個人および企業もしっかりと取り組んでいく必要があります。特に、長期・積立運用のメリットを考えると、若年期から老後の資産形成に取り組むことの意義は大きく、無理のない金額をコツコツと積立て、時間を味方につけながら運用して資産を積み上げていくiDeCoは有用な制度であると言えます。加えて、掛金拠出時、運用時、受取時のそれぞれのタイミングで税制優遇措置が受けられる点は、新NISA制度や個人年金保険といった他制度にはない大きなメリットとなっています。

iDeCoは、本年12月に確定給付企業年金等に加入する会社員および公務員の掛金上限額が引き上げられる制度改正が控えているとともに、政府が掲げた「資産所得倍増プラン」でも、加入可能年齢の70歳への引き上げが打ち出されるなど、今後益々多くの方が活用できる制度への変更が期待されています。

各制度にはそれぞれ特徴があることから、制度の内容や運用について理解いただいた上で、皆さまが効率よく老後資産形成を行えるようお手伝いいたしますのでお気軽にご相談ください。

今回の金融リテラシー講座は、ライフプランニングについてお伝えする予定です。

iDeCoの詳細については
こちらをご確認ください



資産形成やiDeCo、NISAなどにご興味のある方、ご相談されたい方は、お近くの北陸銀行各支店、または以下までお問い合わせください。
〈iDeCo〉北陸銀行 コンサルティング営業部
確定拠出年金チーム
TEL 076-423-7022
〈NISA〉北陸銀行 リテール推進部
TEL 076-423-7111